

香取市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 28 年 8 月 19 日制定

平成 29 年 4 月 18 日改正

令和 元年 11 月 7 日改正

令和 4 年 10 月 5 日改正

令和 5 年 3 月 3 日修正

令和 7 年 8 月 6 日改正

香取市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

香取市の農業は、米作農業を中心に露地野菜、施設園芸、養豚、酪農が主な農業経営体であるが、農業経営者の高齢化と後継者不足から離農者が増加している。それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

耕地は利根川流域の広大な水田地帯と下総台地上の畑地帯及び谷津田地帯に分けられており、耕地面積は 11,100ha（農林水産省耕地面積統計数値）を有しているが、谷津田地帯は圃場面積も小さく、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強味を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用

の最適化」が一体的に進んでいくよう、香取市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する香取市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであるが、香取市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の計画期間（令和5年度から令和14年度の10年間）に合わせ令和14年度を目標年度とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現 状 （令和7年3月）	11,100 ha	542 ha	4.88%
3年後の目標 （令和10年3月）	11,100 ha	525 ha	4.73%
目 標 （令和15年3月）	11,100 ha	496 ha	4.47%

※Aの農地面積は、農林水産省耕地面積統計の数値

※Bの遊休農地面積は、利用状況調査による1号遊休農地及び2号遊休農地の合計面積

【目標設定の考え方】

遊休農地面積が前回指針策定時に比して現状が増加したため、前回指針策定時の解消を目指す。

（２）遊休農地の発生防止と解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員の地区担当割りによる、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

○利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和7年4月)	11,100 ha	3,587 ha	32.3%
3年後の目標 (令和10年3月)	11,100 ha	4,866 ha	43.8%
目 標 (令和15年3月)	11,100 ha	7,000 ha	63.0%

【目標設定の考え方】

本市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月策定）」に掲げる「農用地の集積に関する目標」に準じたものである。

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員及び推進委員等による総合的な推進体制を整備し、農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化を促進する。並行して、認定農業者等を地域農業の中心となる経営体と位置付けて、農業集落における「地域計画」の作成及び見直しについて積極的に支援する。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、農政担当課、農地中間管理機構、農協等と連携して、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整について

市内の各地域での農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換を推進する。

また圃場条件が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、最適土地利用対策や農地中間管理機構関連事業等の活用と併せて集落営農の組織

化・法人化、新規就農者、企業等を含む新規参入者の受け入れを推進して、地域の特 性に応じた取り組みを進める。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標について

年 度	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和7年4月) (令和4年度～令和6年度の計)	27経営体 (21.6ha)
3年後の目標 (令和10年3月) (令和7年度～令和9年度の計)	26経営体 (16.4ha)
目 標 (令和15年3月) (令和10年度～令和14年度の計)	42経営体 (27.3ha)

【目標設定の考え方】

平成31年度から令和6年度の6年間の新規参入経営体が39経営体32.8haで、平均すると1年につき5.46haが新規参入していることから、令和7年度から令和10年度までに16.4haを目標面積とし、新規参入者数については、本市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和5年9月策定)」に掲げる「新規就農の目標」に準じたものである。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

千葉県・千葉県農業会議、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入

れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規参入者への支援について

新規参入者を「地域計画」に位置付けるため、農業委員会は「地域計画」の作成、更新の支援を県及び農政担当課等の関係団体と連携しながら、積極的に推進する。

企業参入については、雇用の場の確保に繋がることから、積極的に支援する。

また、新規就農者には新規参入者交流会及び農林水産就業相談会等への参加を促進するとともに、企業参入などの農業参入者についても優良な地域の担い手と判断できる場合は、同様に千葉県農業者総合支援センター等の関係団体と連携して積極的な支援を実施する。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）と地域・行政とのコーディネーター役として、地域に定着できるよう助言・指導等に努め、地域の受入条件の整備と態勢を図る。特に、高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域については、関係機関との連携を密にし、新規就農等の参入を促進する。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

香取市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、香取市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力